公職選挙法の改正

始

め

ار

た私の記憶は今も鮮明だ。

Vol. 103

18歳投票権、合区参議院選

劇的に選挙を変えるチャンスとなるか

徳島文理大学総合政策学部(兼総合政策学研究科)教授 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

政善 西川

働体制も活発に動き出す。 明るい選挙推進協議会の実 の各地の選挙管理委員会や にまた、都道府県や市町村 を精力的に開催する。 成し、模擬投票や模擬選挙 18 が実施される。受けて総務 として2つの参院合区選挙 投票年齢18歳に引き下げら 2016年夏の参院選 れ、また一票の格差是正策 (徳島・高知と島根・鳥取) 一歳向けの選挙副読本を作 文部科学省も協議の上、 同時

年振りの大改正

あったろうか。

国初の女性代議士紅露みつる。この時徳島の地から全る。この時徳島の地から全る。この時徳島の地から全た私の子(私)を抱えた私のた。夫を戦地に送り3歳の 自民党県連合会の青年遊説 街頭で演説会場で行う姿を 的な活躍をしている。着物 選、その後参議院議員に転 代議士の身代わり) あ初当 氏(公職追放中の夫紅露昭 められ普通選挙制が確立し なかった女性の投票権が認 姿で堂々と男勝りの演説を じて女性国会議員の草分け ると言ってよい。 以上の国民の参政権に始ま 新生日本の第1歩は20歳 それまで

> 思いもよらなかった。しか もないのが自慢であるが った。それ以来一度の棄権 年次東京都中央区議選であ 私の初投票権行使は大学3 若者も多かったに違いない。 ったのか。もちろん意気に 票権を得た若者はどうであ 進出揺らんの地は徳島であ たことも忘れられない。今 面白おかしく語り合って 青年遊説員と共に会食しな し多くの若者たちはどうで 後年立候補者になろうとは 拓く気合を持って投票した 感じ自らの未来を自ら切り ったのだ。一方、20歳で投 にして思えば女性議員国会 がら気さくに身近な話題を で地域の婦人たち、私ども 遊説終了後入浴後の浴衣姿 V

いた。一般社会の授業は終といった内容はすり抜けて 踏み込めなかった。当然で 挙等民主政治の根幹である や選挙の意義は教えられて の民主教育、主権在民、 が、その後の日本国憲法下 至るまでの歴史は教わった 代の記憶においても終戦に も実際に投票のやり方まで 直近の高校などで民主主義 からの投票であったため 私は思う。 70年前は20歳

> 仕組み、 などはスッポリ抜け落ちて いた気がする。 投票による参政

ると思う。 のあり方を根本的に変えら 方によれば日本の民主主義 の違いであるが、 正は20歳と18歳の僅 れるほどの大改革になり得 こう考えると今回 \mathcal{O} 法

王権者教育 \mathcal{O}

る。 ばならないと思うし、その 可能性は十分にある気がす なげるチャンスにしなけ ベルに引き上げることにつ なく、実質的により高いレ 方を形式的に変えるだけで 本の民主主義や選挙のあ 一回の公選法改正 日 ħ

りにくく、また県教委、 任を負っている。そのため独立行政委員として執行責 針が変わるようでは体系だ 選挙で代わるたびに教育方例えば教育委員会は首長が が集中し過ぎないように執治制度は一人の首長に権限 町村教委等は文科省の意 た全体最適の執行体制がと に首長は地域全体を見渡 った教育は難しいとして、 行部多元制を採っている。 てみると、わが国の地方自 た地方自治の視点から考え 私のライフワークとなっ ĺ

対応の仕

とに触れず、 日までのわが国のシチズン に終始するというのが、今 され易い。だから面倒なこ れだけに厳しい批判にさら に見えるし反対も同じ、そ つとしても右から見れば左 そうなると純粋に中立を保 力闘争が絡むのが常であり、 政治や選挙には赤裸々な権 することを避けて通れない。 ンシップ教育と定義すれば 得させていくのかをシチズ の知識や心構えをいかに体 一障りのない民主主義教育 社会人として市民とし 中では政治や選挙に関 形式的な当た

ら見直す時期に来ていると と、教育のあり方を根本か する今日的状況から考える から成熟社会に大きく変化 ならない。しかし成長社会 味においては評価しなけば 度経済成長を達成させた意 上がった。こうした面も高 先の教育体系、 かで決められ、 はどこに進学・就職させた その結果教員や教育の評価 育中心の教育体制がとられ、 ために知識教育・偏差値教 策のもとで工業化を進める 後、国の経済第一主義政 左右されることが多 組織ができ 知識教育優

シップ教育でなかったのか

ショップ形式の教育体系に 立すべきであろう。 る教育体制・教育環境を確 右からの批判等に対応でき シップ教育に踏み出して左 ニングを活用してシチズン 受け止め、アクティブラー の現場においてもしっかり こうした方向を学校・社会 移行させようとしている。 が双方向に学び合うワーク 手法を活用して教員と生徒 ラーニング(能動的な学び) 教育体系から、アクティブ 方的に教員が生徒に教える という指摘もできる。 昨今では、文科省でも

こうした過程で起る批判にまるべきであろう。ここれがに表面的なシチズンシップ教育から脱却するかをするなどして、正しく反論するなどして、正しく反論するなどして、正しく反論するなどして、正しく反論するなどして、のに1歳投票年齢の成否がかってくる。

本的な民主主義のバージョていくスタートであり、根

代議制民主主義を成熟させいく、こうしたサイクルが選挙を自分ごとと認識してれらを体験する中で政治や習慣を身につけていく、そるのことに参加することに公のことを学ぶ

バージョンアップ民主主義の

れ実践されるべきであろう。 積極的な取り組みが工夫さ のは、選挙を管理するとい のは、選挙を管理するとい のは、選挙を管理するとい のである選挙の公平性の はての選挙管理委員会の使 しての選挙管理委員会の使

啓発県の若者向け

専で選挙カレッジ、

徳島科

文理大など4大学と阿南高

①平成27年度では、

徳島

学校のことを教員だけに任 な対応を考えたいものであ出した公平性を保つ合法的 的に参加していく、地域や 責任を持って主体的・積極 せ切るのでなく自分たちも を持つ機会を作り、自分の ら政治や選挙のことに関心 年・中学校・高校生の頃か 好の機会と考えたいものだ。 改正は、こうした変革の絶 る。今回70年ぶりの公選法 「べからず集」から一歩踏み 然科せられることを前提に、 ば厳しいペナルティー もちろん公選法に違反すれ 具体的には、小学校高学 学技術高など6高校、 成チラシの配布等を展開し

②平成28年度では、引きを各市町村選管、明るい選挙推進協議会と県選管が協対しあって、各学校が創意が上表をこらす主権者教育を工夫をこらす主権者教育を工夫をこらす主権者教育を工夫をこらす主権者教育を工夫をこらす主権者教育を

特に紹介したいのが和の 特に紹介したいのが和の 村(市選管提供)など本番さ ながらの投票環境で実施し ながらの投票環境で実施し ながらの投票環境で実施し たことである。ごく身近な たことである。ごく身近な 村(市選管提供)など本番さ とことである。ごく身近な 大にとである。ごく身近な 大にとである。こく身近な 大にとである。こく身近な 大にとである。こく身近な 大にとである。こく身近な 大にといのが和の 大に、関票作業に立会人な

めのキー

ポイントと言えよ

歳投票年齢の実を上げるた管理委員会の恊働こそ、18たい。教育委員会等と選挙ンアップにつながると考え

中の募集・展示、総務省作 学技術高など6高校、小松 高・特別支援学校の教員研 高・特別支援学校の教員研 を実施する。また主権者 がモール等において模擬投 がモール等において模擬投 がモール等において模擬投 がモール等において模擬投 がモール等において模擬投 が、明るい選挙を発ポスタ

ジウムを開催し、その後に 意識の醸成についてシンポ 参加に関する総括、主権者 の連携により、若者の投票 等教育機関、報道機関等と には若者向けのフォロー 画作品)を流して周知する。 挙啓発CM(公募の優秀動 ~5/6)のシネコンでは、 られるように、GW(4/30 関係筋にもより周知方が図 にも大きく報道され、 らしいことである。 資したいと思っている。 ップとして教育委員会、高 また、参院選後の秋以降 地 他 元紙 選 ア

参院選合区選挙

が施行され、9月10日総務会に係る改正公選法施行令9月5日合区選挙管理委員選法成立、8月5日公布、選法成立、8月5日公布、

小松島高生徒会役員選挙投票風景(H27.4.28) た。 5日改正公選法は施行され を制定し正式に発足、11月 委員会規定・証票規定など 5日規約施行、 選挙管理委員会規約公表、 び高知県参議院合同選挙区 まりであり、 同庁舎内で開催、 1回合同選管を三好市県合 を経て、10月1日徳島県及 知と島根・鳥取各県)打 省及び関係4県 らりであり、前例のないわが国初の合区選挙の 10月9日第 (徳島・ 委員長・

したいる。したいと思ってしたいと思っ

18日徳島県庁において第2回合同選挙管理委員会開催、時代、徳島県庁)・交付物は満明会・立候補受付場所の決定(徳島県庁)・交付物は両県で受領可能などを決定。 3月24日第3回合同選管委員会はテレビ会議で行い、選挙運動管理規定の制定などを、同じくテレビ会議でだを、同じくテレビ会議でおを発計画・選挙公報様式を啓発計画・選挙公報様式などを決定した。

5月18日第5回合同選管 を員会の間において、総務 を員会の間において、総務 を関知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU (合区周知)、県広報誌OU

Tokushima Economy Journal